



鳥取県公報

平成12年5月2日(火)
第7176号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示 特定計量器の定期の実施（経済通商課） 1
- 土地改良事業の認可（2件）（耕地課） 2
- 保安林の指定予定（森林保全課） 2
- 鳥取県建築基準法施行細則第11条の第3号の知事が定める基準（建築課） 3
- ◇ 公 告 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（生活保安課） 3

告 示

鳥取県告示第292号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成12年5月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に掲げる特定計量器

実施区域	実 施 期 間	実施場所
米子市	平成12年6月2日から平成13年3月30日まで	当該特定計量器の所在の場所

2 1の特定計量器以外の特定計量器

実施区域	実 施 期 日	実 施 時 間	実施場所
米子市	平成12年6月2日	午前10時から正午まで	米子市彦名町2850-2 米子市彦名公民館
〃	〃	午後1時から午後3時まで	米子市大崎1466-4 米子市崎津公民館
〃	平成12年6月5日	〃	米子市和田町1829-1 米子市和田公民館
〃	平成12年6月6日	午前10時から午後3時まで	米子市大篠津町1619 米子市大篠津公民館
〃	平成12年6月7日	〃	米子市富益町788 米子市富益公民館

〃	平成12年 6月 8日	午前10時から正午まで	米子市榎原1356-1 米子市尚徳公民館
〃	〃	午後1時から午後3時まで	米子市蚊屋291-1 米子市巖公民館
〃	平成12年 6月 9日	午前10時から正午まで	米子市夜見町1679-1 米子市夜見公民館
〃	平成12年 6月16日	午前10時から正午まで	米子市夜見町3001-6 鳥取県産業技術センター生産技術科
〃	平成12年 7月 3日 から同月31日まで	午前9時から午後4時まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商課計量係

鳥取県告示第293号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、倉吉市が行う土地改良事業（基盤整備促進事業志津地区農業用排水）について平成12年4月25日に同意したので、同法第96条の2第7項の規定により告示する。

平成12年 5月 2日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第294号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、気高町が行う土地改良事業（基盤整備促進事業日光地区農業用排水）について平成12年4月26日に同意したので、同法第96条の2第7項の規定により告示する。

平成12年 5月 2日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第295号

次のように保安林をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成12年 5月 2日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 保安林予定森林の所在場所

八頭郡用瀬町大字美成寺谷敷243の1、字上ミ山611、字上ノ山612、613、615の1から615の3まで、616、617、621

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、用瀬町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び用瀬町役場に備え置いて縦覧に

供する。)

鳥取県告示第296号

鳥取県建築基準法施行細則（昭和48年鳥取県規則第34号。以下「規則」という。）第11条第3号の知事が定める基準を次のように定め、平成12年5月2日から施工する。

平成12年5月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

規則第11条第3号の知事が定める基準は、同号に規定する道路等（2以上の道路等が互いに接している場合は、それらを1つの道路等とみなす。）当該道路等が接する建築物の敷地との境界線から当該道路等の当該境界線と反対側の境界線までの距離（以下「幅員」という。）がすべて4m以上であり、かつ、その幅員の平均が5m以上であることとする。

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱に関する講習会を次のとおり開催する。

平成12年5月2日

鳥取県公安委員会委員長 森 田 泰 徳

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習	平成12年6月6日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市靴町一丁目151 鳥取県米子警察署	八橋、米子市、境港、溝口、黒坂の 各警察署の管内に居住する者
	平成12年6月27日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁第二庁舎3階第20会議室	岩美、鳥取、郡家、智頭、浜村の各 警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑